

情報公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人篠山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する情報の公開に関し、必要な事項を定め、公正で透明性のある運営を推進することにより、本会に対する市民の理解と信頼の確立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「保有する情報」（以下「情報」という。）とは、本会が職務上作成し又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することのできない方式で作られた記録をいう。）であって、役職員が組織的に用いるものとして、本会が管理しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除くものとする。

2 この要綱において「公開」とは、文書（この要綱の施行の日以後に職務上作成し、又は取得した文書に限るものとし、その写しを含む。）について、閲覧、視聴又は写しの交付等を行うことをいう。

(公開の請求)

第3条 次に掲げるものは、本会会長（以下「会長」という。）に対し、本会の情報の公開を請求することができる。

- (1) 篠山市内に住所を有する者
- (2) 篠山市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体並びにそれらに勤務する者
- (3) その他本会に寄付をした個人及び法人その他の団体

2 第1項に掲げる者は、自己を特定したうえで、情報公開請求書（様式第1号）により情報の公開を請求するものとする。

(公開する情報)

第4条 会長は、情報公開の請求があったときには、次の各号に掲げる場合を除き、情報を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利、利益を害するおそれのあるもの
- (2) 本会に関わりのある法人の事務又は事業に関する情報であって、公

にすることにより当該法人の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

(公開の義務)

第5条 会長は、第3条による請求を受けたときは、請求者に対し情報公開通知書(様式第2号)により通知し、請求に係る情報を公開しなければならない。ただし、請求された情報のうち一部分については公開する場合は、情報公開(部分公開)通知書(様式第3号)によりその旨を通知し、部分公開を行うものとする。また、公開請求された情報のうち、本会以外のものに関する情報である場合には、その者の同意を得た後に公開を行うものとし、請求者に対し情報公開(期間延長)通知書(様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

2 第4条第1項第1号及び第2号により、情報を公開しないとき又は請求に係る情報が文書として存在しないときには、請求者に対し情報公開(非公開)通知書(様式第5号)によりその旨を通知するものとする。

(公開の方法)

第6条 情報は、閲覧により公開を行うものとし、閲覧による公開が難しい場合には、その写しを交付する方法により公開をする。

2 会長は、請求者に対し第1項の写しを交付した場合、交付に要した費用等の負担を求めることができる。

(異議申出等)

第7条 公開決定について不服のあるときは、本会に対して、書面(様式第6号)により異議の申出(以下「異議申出」という。)をすることができる。

2 本会は、異議申出をしたものに対して、その結果を書面(様式第7号)により回答するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な細目は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

情 報 公 開 請 求 書

年 月 日

社会福祉法人

篠山市社会福祉協議会会長 様

請求者 住 所

氏 名

印

電話番号

FAX 番号

社会福祉法人 篠山市社会福祉協議会情報公開に関する要綱に基づき、次のとおり情報の公開を請求します。

1 請求する文書又は内容	
2 情報公開の請求者の区分 (該当する区分を一つだけ ○で囲み、該当項目にご記入 ください。)	1 本会に寄付をした個人及び法人その他の団体 2 篠山市内に住所を有する者 3 篠山市内に事務所又は事業所を有する個人及 び法人その他の団体 4 篠山市内に事務所又は事業所を有する法人及 びその他の団体に勤務する者 ・法人及びその他の団体の名称 ・法人及びその他の団体等の所在地
3 請求の理由又は利用目的	

情報公開通知書

篠社第 号
年 月 日

様

社会福祉法人
篠山市社会福祉協議会
会長 羽田 登喜雄

平成 年 月 日付で公開請求のあった文書について、本会情報公開に関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

1 公開請求された文書又は内容	
2 文書公開の場所	
3 文書公開の日時	平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分 ※都合の悪い場合は、事前にその旨をご連絡ください。
4 担当者	担当者 電話番号
注1 文書の閲覧の際には、この通知書を担当者に提示してください。 注2 文書の閲覧の際には、請求者本人であることを証明するものを持参して担当者に提示してください。 注3 「写」の交付による文書公開については、交付に要した費用等の実費負担をお願いする場合があります。	

情報公開（部分公開）通知書

篠社第 号
年 月 日

様

社会福祉法人
篠山市社会福祉協議会
会長 羽田 登喜雄

平成 年 月 日付で公開請求のあった文書について、本会情報公開に関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

1 公開請求された文書又は内容	
2 文書公開の場所	
3 文書公開の日時	平成 年 月 日 時 分 ～ 時 分 ※都合の悪い場合は、事前にその旨をご連絡ください。
4 担当者	担当者 電話番号
注1 文書の閲覧の際には、この通知書を担当者に提示してください。 注2 文書の閲覧の際には、請求者本人であることを証明するものを持参して担当者に提示してください。 注3 「写」の交付による文書公開については、交付に要した費用等の実費負担をお願いする場合があります。	

情報公開（期間延長）通知書

篠社第 号
年 月 日

様

社会福祉法人
篠山市社会福祉協議会
会長 羽田 登喜雄

平成 年 月 日付で公開請求のあった文書について、本会情報公開に関する要綱第 5 条第 1 項の規定により、公開するかどうかの決定期間の延長をいたしましたので通知します。

1 公開請求された文書又は内容	
2 延長する期間	平成 年 月 日（ ）まで
3 延長の理由	
4 担当者	担当者 電話番号

様式第5号（第5条関係）

情報公開（非公開）通知書

篠社第 号
年 月 日

様

社会福祉法人
篠山市社会福祉協議会
会長 羽田 登喜雄

平成 年 月 日付で公開請求のあった文書について、本会情報公開に関する要綱第5条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

1 公開請求された文書又は 内容	
2 公開をしない理由	
3 担 当 者	担当者 電話番号

様式第 6 号（第 7 条関係）

異議申出書

年 月 日

社会福祉法人

篠山市社会福祉協議会会長 様

請求者 住 所
氏 名
電話番号
FAX 番号

印

平成 年 月 日付けで通知のあった文書等の一部公開・非公開の決定に不服がありますので、社会福祉法人 篠山市社会福祉協議会情報公開に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり異議の申出をします。

異議申出の趣旨及び理由	
-------------	--

様式第7号（第7条関係）

回答書

篠社第 号
年 月 日

様

社会福祉法人
篠山市社会福祉協議会
会長 羽田 登喜雄

平成 年 月 日付けの異議の申出に対して、本会情報公開に関する要綱第7条第2項の規定により、次のとおり回答します。

回答の趣旨及び理由	
連絡先	社会福祉法人 篠山市社会福祉協議会 総務課 担当： TEL 079-590-1112